

山梨県公報

第七百五十三号

平成十九年

四月十六日

月 曜 日

目 次

指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知……………二九一

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の三において準用する第三十条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成十九年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡南部町福土字南又一八八一五の三	望月幸男	所有権

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成十九年三月八日山梨県告示第七十六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番